

阪急三番街避難確保・浸水防止計画

平成25年12月24日

目 次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 施設・建物の概要
- 第3条 HHBM災害対策本部、現地災害対策本部等の設置
- 第4条 HHBM災害対策本部の任務
- 第5条 HHBM三番街災害対策本部の任務
- 第6条 自衛水防組織
- 第7条 情報収集
- 第8条 危険度段階
- 第9条 施設の整備

第2章 外水氾濫対策計画

- 第10条 災害の想定
- 第11条 活動原則
- 第12条 情報収集・伝達
- 第13条 避難誘導

第3章 内水氾濫対策計画

- 第14条 災害の想定
- 第15条 活動原則
- 第16条 情報収集・伝達
- 第17条 水防活動
- 第18条 避難誘導

第4章 津波対策計画

- 第19条 災害の想定
- 第20条 活動原則
- 第21条 情報収集・伝達
- 第22条 避難誘導

第5章 防災教育・訓練の計画

- 第23条 防災教育の計画
- 第24条 防災教育・訓練の実施

はじめに

阪急三番街が位置する梅田地区においては、外水氾濫及び内水氾濫に対する浸水及び南海トラフの巨大地震の発生による津波の襲来が予想される。

これら淀川の堤防決壊による外水氾濫及び地震による津波に対しては、利用者、滞在者、従業員の円滑かつ迅速な避難の確保を中心とした避難誘導を最優先とした計画を策定し、また、集中豪雨による内水浸水に対しては避難の確保をはじめ止水対策等の計画を策定する。

この計画は、管理運営する阪急阪神ビルマネジメント(以下「HHBM」という。)が策定する。

第1章 総則

(目的)

第1条

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき外水氾濫、内水氾濫及び津波に対する利用者の避難の確保及び浸水防止に関する計画を作成する。

(施設・建物概要)

第2条

この計画の対象は、阪急三番街地下1・2・3・4階及び地上1・2階とする。
ただし、内水氾濫対策計画においては、地上2階部分を対象外とする。

(HHBM災害対策本部、現地災害対策本部等の設置)

第3条

大雨洪水警報が発表され今後さらなる天候悪化が想定される場合、避難情報が周辺地域に発表された場合、若しくは淀川の洪水予報(洪水警報)または津波警報(大津波警報)が発表された場合、その他浸水の危険が予測されるなどの状況で、HHBM社長が緊急に災害対策の推進を図る必要があると認める場合、災害対策本部を設置する。

本部を新阪急ビル12階に、現地本部をターミナルビル7階におく。

なお、大雨洪水注意報が、発表され、今後の天候の悪化が見込まれるとき、または、台風の進路に当たる場合、局地的な集中豪雨が予想されるときは、準備段階として連絡がとれる体制を確保する。

水害の危険が解消されたと認められたとき、または、水害の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散する。

(HHBM災害対策本部の任務)

第4条

HHBMの災害対策本部の任務は次のとおりとする。

- (1) 阪急電鉄不動産事業本部緊急事態対策規程に基づく阪急電鉄からの指示等の連絡調整に関すること
- (2) 災害応急対策における活動方針等の決定及び履行に関すること
- (3) 被害状況の収集及び伝達に関すること

- (4) 現地対策本部との連携及び指示に関すること
- (5) 社員派遣等の必要な措置に関すること
- (6) 関係会社等との連携・調整に関すること
- (7) 営業制限、中止等の運営全般に関すること
- (8) 非常食料、医薬品、物資等の調達、配布に関すること
- (9) 災害復旧対策における活動方針等の履行に関すること
- (10) その他必要と認める事項

(H H B M三番街現地災害対策本部の任務)

第5条

H H B M三番街現地災害対策本部の任務は次のとおりとする。

- (1) 現場活動方針の履行、徹底に関すること。
- (2) 現地での災害活動組織の統括指揮に関すること。
- (3) 被害状況の把握、調査、伝達に関すること。
- (4) 災害復旧に関する調査に関すること。
- (5) 阪急梅田駅との連絡調整に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

(自衛水防組織)

第6条

- (1) 避難の確保及び浸水防止を図るため、三番街自衛消防隊(水防法上の「自衛水防組織」の名称)を設置し、統括管理者を置く。
- (2) 統括防災管理者は、統括管理者を指名する。
- (3) 統括管理者は、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるように組織を統括する。
- (4) 自衛水防組織にリーダーとしての統括管理者のもと、情報班、避難誘導班、防水・警戒班を置く。
- (5) 各班は、次のとおりとする。その際の活動は、当該計画に基づき行う。

ア 情報班	館内放送による呼びかけ、洪水予報等の情報収集など
イ 避難誘導班	避難誘導、未避難者、要救助者の確認など
ウ 防水・警戒班	防水・警戒活動など

(情報収集・伝達体制)

第7条

(1) 収集する情報

- ・ 気象情報
- ・ 地震情報
- ・ 津波情報
- ・ 河川水位情報
- ・ 行政機関からの情報(大阪市からは直接情報が入る)
- ・ 阪急梅田駅からの情報

(2) 収集する手段、場所

- ・ テレビ、ラジオ
- ・ 河川水位情報サービス
- ・ インターネット、FAX(総合管理センター 06-6373-1384)、エリアメール
- ・ 近隣施設
- ・ 阪急梅田駅
- ・ 地上部の目視確認

(3)伝達手段

- ・ 館内放送(非常放送)
- ・ ハンドマイク

(4)体制

情報収集は、災害対策本部、現地災害対策本部、梅田総合管理センター及び防災センターなどが行う。

情報伝達は、防災センター、自衛水防組織などが行う。

連絡調整は、災害対策本部、現地災害対策本部が、梅田総合管理センター、阪急梅田駅等との間で行う。

(危険度段階)

第8条

避難誘導や浸水防止を円滑に実施するための危険度段階は次による。

(1) 準備段階

- ・ 参考気象情報収集
- ・ 浸水に備えての準備
- ・ 対応人員増加の検討

(2) 避難・浸水防止活動開始段階

- ・ 気象情報の収集
- ・ 浸水防止活動
- ・ 浸水確認
- ・ 対応人員の強化
- ・ 避難誘導(一部)

(3) 避難段階

- ・ 避難誘導(全体)
- ・ 対応人員の大幅強化

(施設の整備)

第9条

(1) 使用する資機材については、主に次のとおりである。これらの資機材については、日ごろからその維持管理に努めることとする。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ア 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、携帯電話、無線、懐中電灯 |
| イ 避難誘導 | ハンドマイク、携帯電話、照明器具、誘導ロープ、警笛、避難誘導旗等 |
| ウ 浸水防止 | 土嚢、ジャストップ、防潮板 |

(2) 資機材の保管場所や使用方法について、資料等を整備するとともに従業員等に周知する。

第2章 外水氾濫対策計画

(災害の想定)

第10条

本計画で対象とする災害は、淀川の外水氾濫とする。浸水想定については平成14年6月に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が指定・公表した浸水想定区域とし、この想定では、梅田地域の浸水深さは、最大で4.0～5.5mとされ、また、極めて早期に浸水するとされている。

(活動原則)

第11条

- (1) 利用者、従業員の安全確保、避難確保を最優先する。特に、浸水の深さが、50cmを超えると大人のひざあたりまで、浸水し、歩くことが困難である。さらに、早期に浸水する可能性が高いことを十分に考慮し、迅速に活動することが大切である。
- (2) 速やかに情報収集誘導員のための配置などを行う。
- (3) 非常放送を活用し、情報を迅速に伝える。
- (4) 避難誘導にあたっては、自信を持ち、利用者に不安を与えないように配慮する。
- (5) 西側車路への車の進入は、制限または禁止する。

(情報収集・伝達)

第12条

- (1) 淀川洪水情報の収集に努め、洪水情報が出された場合に、避難誘導情報、避難経路等を、利用者、従業員の安全確保を最優先に確実に伝達する。
- (2) 放送設備が利用できないことが想定されるので、ハンドマイク、避難誘導旗を積極的に活用するとともに誘導員を配置し、確実に伝達できるように工夫する。
- (3) 情報収集にあたり、周辺施設や道路の状況等を直接確認する。

(避難誘導)

第13条

淀川が破堤した場合、梅田地域には、早期に浸水(淀川の堤防が破堤した場合、梅田まで約1時間30分以内で水が到着するとされている。)が到着することから、5階駐車場への迅速な避難誘導を最優先した活動は次のとおりとする。

(1) 避難の原則

ア 地下階からは、最短距離の階段を利用し、地上(1階)に避難する。この後、西側の車用のスロープを使用し、5階駐車場に移動する。

イ 身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者に最大限の配慮をする。

(2) 避難の時期

大阪市から避難の勧告・指示が発令された場合又は災害対策本部が必要と認めた場合に非常放送、ハンドマイク等により利用者に避難の勧告・指示をする。

なお、大阪市からの避難の勧告、指示が発令される恐れがある場合は、事前に、主な場所に誘導員等の配置を行うなど、事前準備を行う。

(3) 発令時の行動

ア 各店舗は、火元確認を行う。

イ 店舗従業員と連携して、避難誘導にあたる。

(4) 避難場所及び避難経路

ア 避難場所は、5階駐車場とする。また、必要に応じてターミナルビルを活用する。

イ 避難誘導班の地上への避難誘導は、最短距離の階段を利用し、速やかに車両等に十分に留意し、西側の車用のスロープにて5階駐車場に避難する。

ウ 北館、南館とも、店舗ごとに集合し移動する。

(5) 誘導方法及び留意事項

ア ハンドマイク、避難誘導旗を活用し、情報を行き届くように注意し、混乱発生防止に努める。

イ 停電時には、照明器具、誘導ロープ等資機材を有効に活用する。

ウ 誘導員を主要な場所(車路、スロープ、避難階段)に、配置する。

エ スロープへの車の進入の制限、禁止は、ロープ等を活用する。

(6) 留意事項

ア 身体に障害をもった人や傷病者および高齢者、子供又は日本語の理解が十分でない外国人や地理に詳しくない旅行者などの災害時要援護者の避難誘導にあたっては、より丁寧に呼びかける、やさしい日本語で語りかけるなどの配慮をする。

イ エレベーター等の電気施設は停電の恐れがあるため使用できないことも想定しておく。

(7) 利用者、滞在者等に対する放送例

- ・ 淀川の水位が、警戒水位を超え、大阪市から高いところに逃げるようにとの指示が出されました。
- ・ 地下1・2階の皆様は、お近くの階段から、誘導員の誘導により、西側のスロープにより5階の駐車場に逃げてください。
- ・ 避難にあたり援護の必要がある方を見かけた方は、お近くの警備員にお知らせください。
- ・ お店の方は、直ちに火の元点検を行い、お客様の避難誘導にあたるとともに速やかに閉店してください。
- ・ 避難に際しては、エレベーター、エスカレータは、停止しています。
- ・ 階段を使い2階より高いところに逃げてください。
- ・ 避難に際しては、誘導員の指示する方向へゆっくりお進みください。

第3章 内水氾濫対策計画

(災害の想定)

第14条

本計画で対象とする災害は、集中豪雨等による内水氾濫とする。

(活動原則)

第15条

- (1) 避難誘導及び止水を最優先した警戒活動を実施する。
- (2) 速やかに情報収集し、誘導員のための配置を行い、冠水状況を直接入手する。
- (3) 非常放送を活用し、情報を迅速に、わかりやすく伝える。
- (4) 地下階での浸水の可能性がある場合には、地下階の店舗の営業の停止を呼びかけ、避難誘導を行う。
- (5) 自信を持ち、利用者に不安を与えないように配慮する。

(情報収集・伝達)

第16条

- (1) 気象情報、集中豪雨等の情報の収集に努め、放送設備を活用し、伝達する。
- (2) 放送設備が利用できないことが想定されるので、ハンドマイク、警笛、避難誘導旗を積極的に活用するとともに誘導員の配置し、確実に伝達できるように工夫する。
- (3) 情報収集にあたり、外周部の排水口、周辺施設や道路の状況等を直接確認する。

(水防活動)

第17条

水防活動は次のとおりとする。

(1) 活動体制

- ア 大雨洪水注意報発表
気象情報を収集

イ 大雨洪水警報発表

(水防指令1号)

外周部の排水口確認

気象情報を収集

情報により、用具の確認、準備(土嚢、ジャストップ、長靴、合羽等)

状況把握(北館東側道路水位確認)

ウ 道路が冠水

止水作業開始(道路冠水の恐れがあるときから。)

(水防指令2号)

北館荷捌場スロープ入口防水パネル

南館荷捌場スロープ入口防水パネル

北館東側道路取合に土嚢設置

(水防指令3号)

北館全域に土嚢設置及び積み増し

(水防指令4号)

南館全域に土嚢設置(ただし南館0通りを除く。)

(水防指令5号)

南館0通りに土嚢設置

エ 館内に浸水

避難誘導(地下階で10cmを超える可能性がある場合、または超えた場合。)

館内放送実施

最下階より避難状況の確認

オ 止水活動強化

浸水を可能な限り阻止

地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げる。

安全状況が確認できるまでは、地下階へは降りない。

(避難誘導)

第18条

(1) 避難の原則

地下階及び地上1階からは、最短距離の階段を利用し、2階以上の階に避難し、また、必要に応じてターミナルビルを活用する。

(2) 避難の開始

ア 地上階から地下に階段等を通じて浸水の可能性、または浸水がある場合

この場合の、チェックポイントは、荷捌場(北館、南館)、北館東側道路とする。

イ 隣接地下街からの浸水の可能性、または浸水がある場合

ウ その他地下階に浸水の可能性、または浸水がある場合

(3) 誘導方法及び留意事項

ア ハンドマイク等を用いて混乱発生防止に努める。

イ 停電時には、照明器具、誘導ロープ等資機材を有効に活用する。

ウ 誘導員は、適切に誘導できる場所に配置する。

エ 留意事項

(ア) 身体に障害をもった人や傷病人および高齢者、子供又は日本語の理解が十分でない外国人や地理に詳しくない旅行者などの災害時要援護者の避難誘導にあたっては、避難誘導旗等を活用し、より丁寧に呼びかけるなどの配慮をする。

(イ) エレベーター等の電気施設は停電の恐れがあるため使用できないことも想定しておく。

(4)来街(場)者・従業員等に対する案内の内容

放送例

- ・こちらは三番街防災センターです。
- ・本日 時 分に大阪市全域に大雨洪水警報が発令されました。
- ・1時間後には、時間雨量が100ミリを超える集中豪雨となる恐れがあります。
- ・万一来備え、出来るだけ速やかに地下階から2階以上に逃げていただくようお願いします。
- ・こちらは三番街防災センターです。
- ・台風 号の影響により、周辺道路の水かさが増して地下1階、2階に侵入する恐れがあります。
- ・万一来備え、出来るだけ速やかに地下から2階以上に逃げていただくようお願いします。
- ・エレベーター・エスカレーターは停止しております。2階以上に逃げていただくには、最寄りの階段をお使いください。
- ・避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。
- ・避難にあたりお手伝いを必要とされる方を見かけられた方は、お近くの警備員やお店の従業員にお知らせください。
- ・お手伝いを必要とされる方が近くにおられましたら皆様のご支援、ご協力をおねがいします。

第4章 津波対策計画

(災害の想定)

第19条

本計画で対象とする災害は、南海トラフ地震が発生した場合の津波とする。

(活動原則)

第20条

- (1) 津波情報を迅速に収集し、避難誘導を最優先した活動を早期に実施する。
- (2) 避難の際の混乱をさけるため、速やかに誘導員等の配置などを行う。
- (3) 非常放送を活用し、わかりやすい言葉で、情報を迅速に伝える。
- (4) 避難誘導にあたっては、自信を持ち、利用者に不安を与えないように配慮する。
- (5) 西側車路への車の進入は、制限または禁止する。

(情報収集・伝達)

第21条

地震発生と同時に防災センター勤務者は、テレビ等から情報を収集する。なお、想定では、梅田地域に浸水深さは、最大で1.0mから2.0mとされ、到着時間は、大阪沿岸まで最短で1時間50分とされている。

(1) 地震情報の収集

震源地、震度

(2) 津波情報の収集

津波が予想される場合は、地震発生後、約3分後に津波警報第1報、15分後に津波警報が更新されるので、情報を迅速に収集する。

情報の種類は、次のとおり。

(津波警報第1報)

- ・ M8を超える巨大地震の場合 高さ予想は、「巨大」「高い」で発表される。

・ 上記以外 高さ予報は、5段階(10m超、10m、5m、3m、1m)
(津波警報第2報)

・ 高さ予報は、5段階(10m超、10m、5m、3m、1m)

(津波情報)

- ・ 津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報
- ・ 満潮時刻
- ・ 沖合の津波観測に関する情報

(3) 情報源

- ・ おおさか防災ネット
- ・ 国土交通省防災情報提供センター
- ・ 気象庁防災気象情報
- ・ 大阪府、大阪市

(避難誘導)

第22条

避難誘導は次のとおりとする。

(1) 避難の原則

地下階からは、最短距離の階段を利用し、地上(1階)に避難する。この後、西側の車用のスロープにて5階駐車場に移動する。

この際、身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者に最大限の配慮をする。

(2) 避難誘導の時期

大阪市から避難勧告・指示が発令された場合または気象庁から大津波警報、津波警報が発表された場合、若しくは、HHBMが必要と認めた場合、避難誘導を開始する。

(3) 発表時の行動

- ア 各店舗は、火元の確認を行う。
- イ 店舗従業員と連携して、避難誘導にあたる。

(4) 避難場所及び避難経路

避難場所は、5階駐車場とする。また、必要に応じてターミナルビルを活用する。

(5) 誘導方法及び留意事項

(誘導事項)

- ア 主な場所(車路、スロープ、避難階段)に誘導員等の配置を行い、ハンドマイク、警笛、避難誘導旗等を用いて混乱の発生防止に努める。
- イ 停電時には、照明器具、誘導ロープ等資器材を有効に活用する。
- ウ 地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げる。

(留意事項)

- ア 身体に障害をもった人や傷病人および高齢者、子供又は日本語の理解が十分でない外国人や地理に詳しくない旅行者などの災害時要援護者の避難誘導にあたっては、避難誘導旗等を活用しより丁寧に呼びかけるなどの配慮をする。
- イ エレベーター等の電気施設は停電の恐れがあるため使用できないことも想定しておく。

(6) 来街(場)者・従業員等に対する案内の内容

放送例

- ・ こちらは、三番街防災センターです。
- ・ 南海トラフ地震が発生し、大津波警報が発表され、大阪市から避難勧告・指示が出されました。

- ・ 大阪市から梅田地区に(避難勧告、避難指示)が出されました。津波の到達まで、時間があります。(建物は安全です。) 落ち着いて、誘導員の誘導により、最寄りの階段をお使いください。
- ・ 5階駐車場に、逃げてください。
- ・ お手伝いの必要がある方を見かけた方は、お近くの警備員やお店の従業員にお知らせください。
- ・ お店の方は、直ちにお客様の避難誘導にあたるとともに速やかにお店を閉めてください。
- ・ エレベーター、エスカレーターは、使えません。階段により逃げてください。階段をお使いください。
- ・ 避難に際しては、誘導員の指示する方向へゆっくりお進みください。

第5章 防災研修・訓練の計画

(防災研修の計画・実施)

第23条

テナント従業員や利用者が平素から備えるべきこと、分担・協力して実施すべき災害対策を共有し、また実践できるように防災研修を行う。

- (1) 情報伝達・避難計画の周知徹底。
- (2) 浸水予防の周知徹底。
- (3) 防災体制の周知徹底。
- (4) 水害等に関する事項の周知徹底。
- (5) その他の防災管理上必要な事項。

(防災訓練の計画)

第24条

防災訓練の計画は次による。

(1) 訓練

訓練は、実際の災害を想定し、情報収集・伝達訓練、避難訓練、水防訓練、図上訓練などを行う。自衛水防組織の構成員に対して、研修・訓練を実施する。

また、高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を盛り込んだ訓練を盛り込む。

(2) 三番街防火デー

定期的に行っている「三番街防火デー」において、テナント等に対して、避難、浸水・津波等の水害に対する知識・技術を高める。